令和８年（フ）第７８号
広島県三原市和田２丁目４番８号　上野アパート１号
債務者　菊永　卓宏
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第５００号
大分市高松東３丁目３番16号　第10高城コーポ２Ｅ
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５１３号
大分市敷戸西町12番４―301号
債務者　軸丸マユミ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４００号
宮崎市谷川３丁目１番２号　ほのぼの天満、前住所宮崎市大坪西２丁目16番５―22号
債務者　山本　紀子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３３号
鹿児島市吉野４丁目64番13号　メゾンＴＭＳⅡ　303号
債務者　堤　　勝之
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４３４号
鹿児島市吉野４丁目64番13号　メゾンＴＭＳⅡ　303号
債務者　堤　　真留主
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４４４号
鹿児島市鴨池２丁目13番８号　ｌａｋｉ―ａｌａ201号
債務者　佐藤　史治
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５２号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町20番地28　登アパート101号
債務者　林　　利幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第５３号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町20番地28　登アパート101号
債務者　林　　睦月（旧姓重信）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第１８５３号
横浜市港南区野庭町699番地１　グレイス上永谷第３　206号室
債務者　齋藤　未来
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０１２号
横浜市金沢区六浦４丁目６番４―308号
債務者　斉藤　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１１１号
横浜市戸塚区原宿１丁目50番１―209号
債務者　長谷川勇治
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３０８号
横浜市泉区和泉町2323番地　クオーレＡ101号
債務者　石井　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３２４号
横浜市神奈川区菅田町2975番地14
債務者　中津　竜斗
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３３２号
横浜市中区本牧間門20番６号　アリーナマカドⅡ　203号室
債務者　今井　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３３９号
横浜市神奈川区浦島町４番地16　シティ浦島202号
債務者　星　　杏佳
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３６３号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目10番２―309号
債務者　中村　良子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部